

東かがわ市規則第**11**号

東かがわ市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年**4**月**1**日

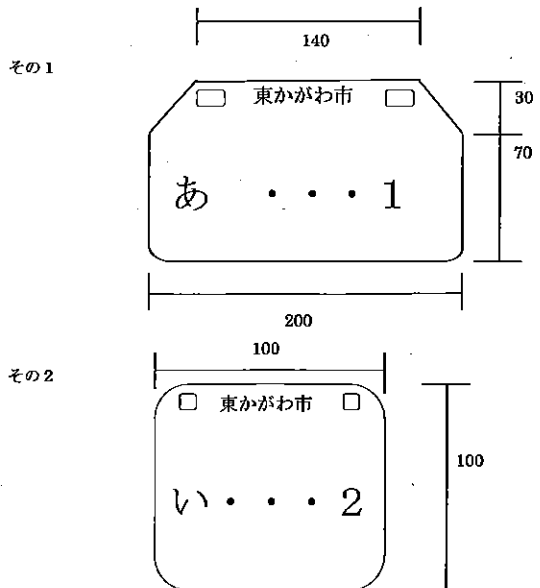
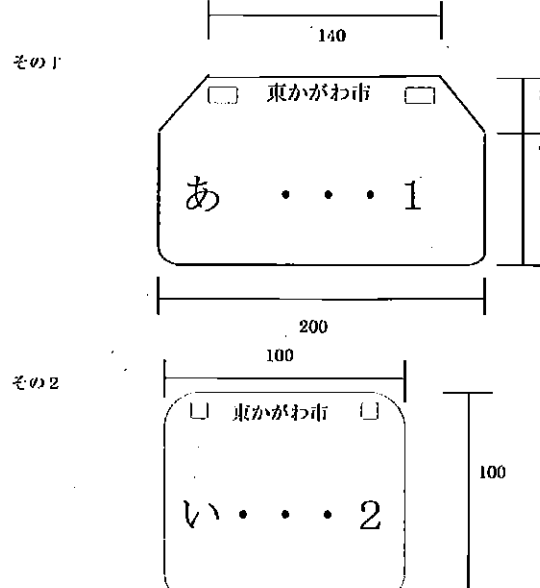
東かがわ市長

上村-郎

東かがわ市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型等に関する規則（令和5年東かがわ市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第1号（第2条関係）  備考 1 標識番号は、図示の例により、上段に東かがわ市、下段にひらがな文字及び4ケタの数字をもって表示する。ただし、上位のケタの数字が有効数字でない場合は、点で表示する。 2 標識その2は特定小型原付、その1は特定小型原付以外の原付、小型特殊自動車のサイズを示している。 3 この図の中の数値は、参考のために示している。 4 番号標は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、車両番号は浮出しとする。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅ろうで使用に十分耐えるものであること。 5 標識の地の塗色は、次によること。 - ア 東かがわ市税条例第82条第1号ア及びウの原動機付自転車にあつては白色 - イ 東かがわ市税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては黄色 - ウ 東かがわ市税条例第82条第1号エの原動機付自転車にあつては桃色 - エ 東かがわ市税条例第82条第1号オの原動機付自転車にあつては青色 - オ 東かがわ市税条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあつては緑色 6 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。	様式第1号（第2条関係）  備考 1 標識番号は、図示の例により、上段に東かがわ市、下段にひらがな文字及び4ケタの数字をもって表示する。ただし、上位のケタの数字が有効数字でない場合は、点で表示する。 2 標識その2は特定小型原付、その1は特定小型原付以外の原付、小型特殊自動車のサイズを示している。 3 この図の中の数値は、参考のために示している。 4 番号標は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、車両番号は浮出しとする。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅ろうで使用に十分耐えるものであること。 5 標識の地の塗色は、次によること。 - ア 東かがわ市税条例第82条第1号アの原動機付自転車にあつては白色 - イ 東かがわ市税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては黄色 - ウ 東かがわ市税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあつては桃色 - エ 東かがわ市税条例第82条第1号エの原動機付自転車にあつては青色 - オ 東かがわ市税条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあつては緑色 6 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日に施行する。